

| 種 別     |              |            | 必要書類（個別）                                                                                                                              |                                                                                                          |                                                                                                                       |
|---------|--------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |              |            | 免許証のみ                                                                                                                                 | 2枚持ち                                                                                                     | マイナ免許証のみ                                                                                                              |
| 本籍の変更   | 住基法の適用を受ける者  | 日本人        | ○免許証<br>○住民票の写し（本籍が記載されたもの）1通（提出）                                                                                                     | ○免許証・マイナ免許証<br>○住民票の写し（本籍が記載されたもの）1通（提出）                                                                 | ○マイナ免許証<br>○住民票の写し（本籍が記載されたもの）1通（提出）（本籍のオンライン変更未利用者に限る。）                                                              |
|         |              | 外国人        | ○免許証<br>○住民票の写し（国籍等が記載されたもの）1通（提出）                                                                                                    | ○免許証・マイナ免許証<br>○住民票の写し（国籍等が記載されたもの）1通（提出）                                                                | ○マイナ免許証<br>○住民票の写し（国籍等が記載されたもの）1通（提出）（本籍のオンライン変更未利用者に限る。）                                                             |
|         |              | 国外転出者      | ○免許証<br>○戸籍謄本、抄本又は戸籍事項証明書1通（提出）                                                                                                       | ○免許証・マイナ免許証<br>○戸籍謄本、抄本又は戸籍事項証明書1通（提出）                                                                   | ○マイナ免許証<br>○戸籍謄本、抄本又は戸籍事項証明書1通（提出）（本籍のオンライン変更未利用者に限る。）                                                                |
|         | 住基法の適用を受けない者 |            | ※手続不可                                                                                                                                 |                                                                                                          |                                                                                                                       |
| 本籍表示の変更 | 住基法の適用を受ける者  | 日本人        | ○免許証<br>○自治体通知書（提示）（官側でコピー）                                                                                                           | ○免許証・マイナ免許証<br>○自治体通知書（提示）（官側でコピー）                                                                       | ○マイナ免許証<br>○自治体通知書（提示）（官側でコピー）                                                                                        |
|         |              | 外国人        |                                                                                                                                       |                                                                                                          |                                                                                                                       |
|         |              | 国外転出者      |                                                                                                                                       |                                                                                                          |                                                                                                                       |
|         | 住基法の適用を受けない者 |            |                                                                                                                                       |                                                                                                          |                                                                                                                       |
| 住所の変更   | 住基法の適用を受ける者  | 日本人        | ○免許証<br>○住民票の写し、マイナンバーカード等住所を確かめるに足りる書類1通（提示）（コピー不要）                                                                                  | ○免許証・マイナ免許証<br>※マイナンバーカード自体が失効している場合は、手続不可<br>※マイナンバーカードの追記欄に変更後の記載がない場合は、住民票の写し1通（提示）（コピー不要）            | ○マイナ免許証<br>※マイナンバーカード自体が失効している場合は、手続不可<br>※マイナンバーカードの追記欄に変更後の記載がない場合は、住民票の写し 1 通（提示）（コピー不要）（ワンストップサービス等未利用者に限る。）      |
|         |              | 外国人        | ○免許証<br>○在留カード、特別永住者証明書又は住民票の写し（特定事項が記載されたもの）1通（提示）（コピー不要）                                                                            |                                                                                                          |                                                                                                                       |
|         |              | 国外転出者      | ○免許証<br>○住所を確かめるに足りる書類1通（提示）（コピー不要）                                                                                                   | ○免許証・マイナ免許証<br>○住所を確かめるに足りる書類1通（提示）                                                                      | ○マイナ免許証<br>○住所を確かめるに足りる書類1通（提示）（ワンストップサービス等未利用者に限る。）                                                                  |
|         | 住基法の適用を受けない者 |            | ○免許証<br>○外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類であって前記書類に準ずるものとして国家公安委員会が定めるもの 1 通（提示）<br>○公の機関が発行した住所を確かめるに足りる書類又はこれに準ずるもの1通（提示）（コピー不要） |                                                                                                          |                                                                                                                       |
| 住居表示の変更 | 住基法の適用を受ける者  | 日本人<br>外国人 | ○免許証<br>○自治体通知書（提示）（官側でコピー）                                                                                                           | ○免許証・マイナ免許証<br>※マイナンバーカード自体が失効している場合は、手続不可<br>※マイナンバーカードの追記欄に変更後の記載がない場合は、住民票の写し1通（提示）（コピー不要）            | ○マイナ免許証<br>※マイナンバーカード自体が失効している場合は、手続不可<br>※マイナンバーカードの追記欄に変更後の記載がない場合は、住民票の写し1通（提示）（コピー不要）                             |
|         |              | 国外転出者      |                                                                                                                                       |                                                                                                          |                                                                                                                       |
|         | 住基法の適用を受けない者 |            |                                                                                                                                       |                                                                                                          |                                                                                                                       |
| 氏名の変更   | 住基法の適用を受ける者  | 日本人        | ○免許証<br>○住民票の写し（本籍が記載されたもの）1通（提出）又はマイナンバーカード（提示）（官側でコピー）                                                                              | ○免許証・マイナ免許証<br>※マイナンバーカード自体が失効している場合は、手続不可<br>※マイナンバーカードの追記欄に変更後の記載がない場合は、住民票の写し1通（提示）（官側でコピー）           | ○マイナ免許証<br>※マイナンバーカード自体が失効している場合は、手続不可<br>※マイナンバーカードの追記欄に変更後の記載がない場合は、民票の写し1通（提示）（官側でコピー）（コピー不要）（ワンストップサービス等未利用者に限る。） |
|         |              | 外国人        | ○免許証<br>○住民票の写し（国籍等が記載されたもの）1通（提出）又はマイナンバーカード（提示）（官側でコピー）                                                                             |                                                                                                          |                                                                                                                       |
|         |              | 国外転出者      | ○免許証<br>○戸籍謄本、抄本又は戸籍事項証明書1通（提出）又はマイナンバーカード（提示）（官側でコピー）                                                                                | ○免許証・マイナ免許証<br>※マイナンバーカード自体が失効している場合は、手続不可<br>※マイナンバーカードの追記欄に変更後の記載がない場合は、戸籍謄本、抄本又は戸籍事項証明書1通（提示）（官側でコピー） | ○免許証・マイナ免許証<br>※マイナンバーカード自体が失効している場合は、手続不可<br>※マイナンバーカードの追記欄に変更後の記載がない場合は、戸籍謄本、抄本又は戸籍事項証明書1通(提示)(官側でコピー)              |
|         | 住基法の適用を受けない者 |            | ※手続不可                                                                                                                                 |                                                                                                          |                                                                                                                       |
| 旧姓記載の変更 | 住基法の適用を受ける者  | 日本人        | ○免許証<br>○住民票の写し（本籍が記載されたもの）1通（提出）又はマイナンバーカード（提示）（官側でコピー）                                                                              | ○免許証・マイナ免許証<br>※マイナンバーカード自体が失効及びマイナンバーカードの追記欄に変更後の記載がない場合は手続不可                                           | ○マイナ免許証<br>※マイナンバーカード自体が失効及びマイナンバーカードの追記欄に変更後の記載がない場合は手続不可                                                            |
|         |              | 外国人        |                                                                                                                                       |                                                                                                          |                                                                                                                       |
|         |              | 国外転出者      | ※手続不可                                                                                                                                 |                                                                                                          |                                                                                                                       |
|         | 住基法の適用を受けない者 |            | ※手続不可                                                                                                                                 |                                                                                                          |                                                                                                                       |
| 生年月日の変更 | 住基法の適用を受ける者  | 日本人        | ○免許証<br>○住民票の写し（本籍が記載されたもの）1通（提出）                                                                                                     | ○免許証・マイナ免許証<br>※マイナンバーカード自体が失効及びマイナンバーカードの追記欄に変更後の記載がない場合は手続不可                                           | ○マイナ免許証<br>※マイナンバーカード自体が失効及びマイナンバーカードの追記欄に変更後の記載がない場合は手続不可（ワンストップサービス等未利用者に限る。）                                       |
|         |              | 外国人        | ○免許証<br>○住民票の写し（国籍等が記載されたもの）1通（提出）                                                                                                    |                                                                                                          |                                                                                                                       |
|         |              | 国外転出者      | ○免許証<br>○戸籍謄本、抄本又は戸籍事項証明書1通（提出）                                                                                                       |                                                                                                          |                                                                                                                       |
|         | 住基法の適用を受けない者 |            | ※手続不可                                                                                                                                 |                                                                                                          |                                                                                                                       |
| 性別の変更   | 住基法の適用を受ける者  | 日本人        | ○免許証<br>○住民票の写し（本籍が記載されたもの）1通（提出）                                                                                                     | ○免許証・マイナ免許証<br>※マイナンバーカード自体が失効及びマイナンバーカードの追記欄に変更後の記載がない場合は手続不可                                           | ○マイナ免許証<br>※マイナンバーカード自体が失効及びマイナンバーカードの追記欄に変更後の記載がない場合は手続不可（ワンストップサービス等未利用者に限る。）                                       |
|         |              | 外国人        | ○免許証<br>○住民票の写し（国籍等が記載されたもの）1通（提出）                                                                                                    |                                                                                                          |                                                                                                                       |
|         |              | 国外転出者      | ○免許証<br>○戸籍謄本、抄本又は戸籍事項証明書1通（提出）                                                                                                       |                                                                                                          |                                                                                                                       |
|         | 住基法の適用を受けない者 |            | ※手続不可                                                                                                                                 |                                                                                                          |                                                                                                                       |

※ 日本人の住所の変更で「住所を確かめるに足りる書類」とは、住民票の写し（ 6 か月以内発行）、資格証明書、マイナンバーカード、6 か月以内電気・上下水道・ガス・固定電話の請求書・領収書の印刷物及び 6 か月以内の日付の消印のある郵便物（料金別納郵便は不可）